平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市・春川市小中学生交流事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、防府市及び春川市の小中学生の交流と文化のふれあいを通して、両市の友好交流を促進するとともに、次代を担う豊かな心と国際感覚を備えた児童・生徒の育成を目的として、防府市・春川市小中学生交流事業を実施するものとする。

(派遣対象者)

- 第2条 派遣対象者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、保護者の承諾 を得られる者とする。
  - (1) 防府市に住所を有する小学5年生から中学3年生までの児童及び生徒
  - (2) 小学校就学後において、海外に在住経験のない者
  - (3) 心身共に健康で協調性に富み、規律ある団体生活ができる者
  - (4) 春川市派遣の体験を、事業実施後においても十分に活かすことができると認められる者

(募集の方法)

第3条 被派遣者の募集は公募によるものとし、派遣を希望する者は、防府市 ・春川市小中学生交流事業派遣申込書(第1号様式)に保護者の同意書(第 2号様式)を添えて申し込むものとする。

(派遣人員)

第4条 派遣する人員の数は、毎年度予算の範囲内で防府市・春川市小中学生 交流事業実行委員会で定める。

(被派遣者の選考及び決定)

第5条 被派遣者は、応募者の中から別に定める方法により実行委員会において選考し、市長が決定する。

(派遣期間)

第6条 被派遣者の派遣期間は、春川市と協議の上、予算の範囲内で実行委員会においてで定める。

(派遣の取消し)

第7条 市長は、派遣決定後、被派遣者において、健康上の理由、その他被派 遣者として不適当な事由が生じた場合は、派遣の決定を取り消すことができ る。

(引き受け事業の内容決定)

第8条 引受け事業内容については、春川市と協議の上、予算の範囲内で実行委員会において定める。

(庶務)

第9条 本事業に関する庶務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流 室において行なう。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 第1号様式(第3条関係)

## 防府市・春川市小中学生交流事業派遣申込書

					年	月	日
ふ り が な 氏 名					(	男・	女 )
生 年 月 日		月	日	(	歳)		
現 住 所	防府市				電話	_	
学校名				学校	(学 年	年生)	
海外在住経験の 有 無	ある			ない	N.		
事前・事後研修への参加	できる			でき	たい		
健康上の問題の 有 無	ある			ない	<b>\</b>		
地域の国際交流 事業への参加	する			しな	:11		
クラブ活動、 特技、趣味等							

同 意 書

このたび が、「防府市・春川市小中学生交流事業」に 参加申し込みをするに当たり、保護者として派遣の目的に賛同するとともに、実施内容 を承諾し、同意します。

なお、被派遣者として決定した場合は、事前・事後研修へ参加すること、及び派遣期間中における病気・けがや事故等による補償は、海外旅行保険、任意保険等によるものとし、公費による補償はないことに同意します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

保護者名

続 柄